児童手当制度変更に伴う申請チャート

チャートに沿って、必要な申請書類の番号を確認してください。
※児童の保護者のうち所得が高い者が、児童手当の受給者となります。

●大学生年代：18 歳年度の 3 月 31 日を過ぎて 22 歳年度の 3 月 31 日までの子
（令和 6 年度は平成 14 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日生まれの子）
※平成 14 年 4 月 1 日以前生まれの子は、学生であっても児童手当の算定対象にはなりません。

●高校生年代：15 歳年度の 3 月 31 日を過ぎて 18 歳年度の 3 月 31 日までの子
（令和 6 年度は平成 18 年 4 月 2 日～平成 21 年 4 月 1 日生まれの子）

番号に応じた申請書類の提出が必要です
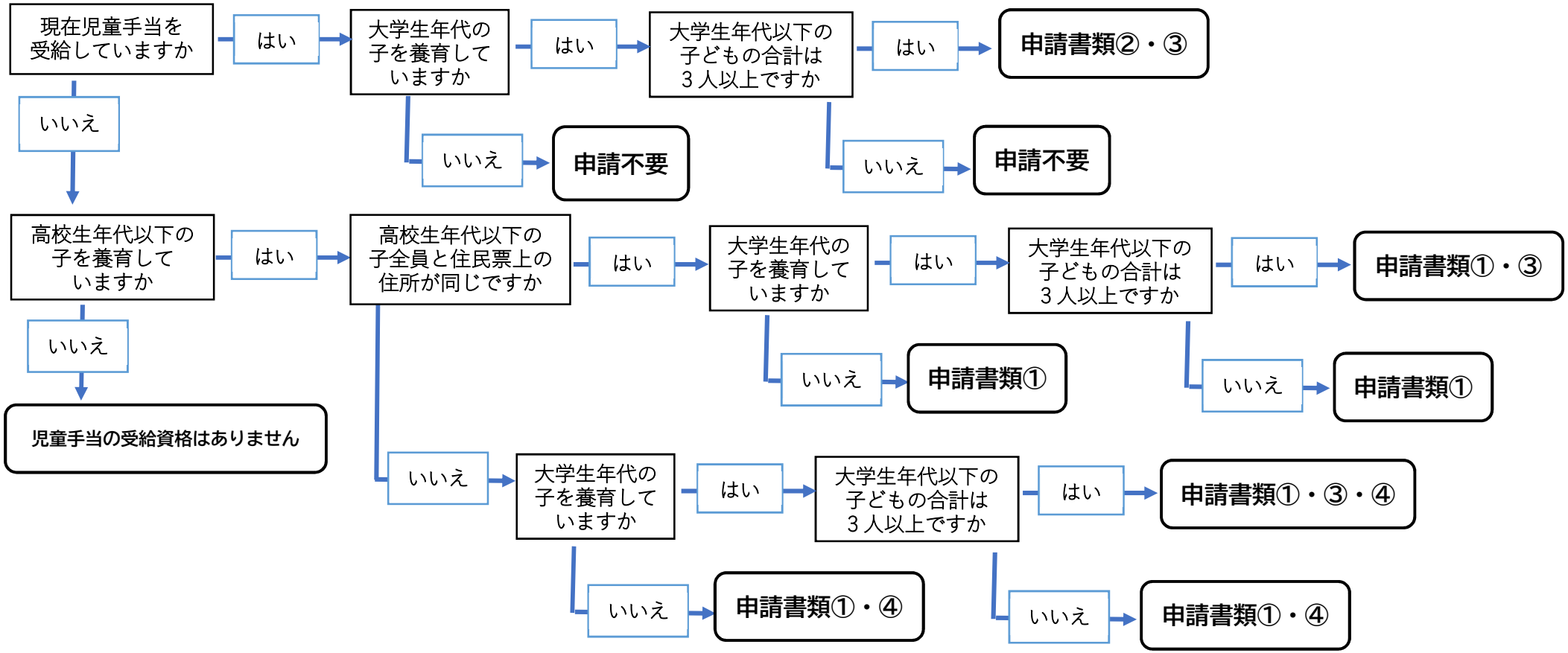
①	**認定請求書**
②	**額改定認定請求書**
③	**監護相当・生計費の負担についての確認書**
④	**別居監護申立書**